



Kirameki

きらめき

第96号

発行

沖縄市 市民部
平和・男女共同課
沖縄市男女共同
参画センター

〒904-0003 沖縄市住吉1-14-29 3階
TEL.098-937-0170



こどもを性被害から守るために周囲の大人ができること

「性暴力」とは、同意のない性的な行為のことです。性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、犯罪にもなり得るものです。性的な行為に対する十分な判断能力が備わっているといえない年齢のこどもへの性的な行為については、本人の同意の有無にかかわらず、性暴力になり得ることに留意が必要です。

加害者は知らない人とは限りません

- よく知っている身近な大人(先生、コーチ、親や親せき)から
 - 友達、きょうだいから
 - 交際相手から
 - インターネット(SNSやオンラインゲーム)で知り合った相手から
- また、これらの加害者が、こどもに対し優しくして信頼させることで加害を継続する「性的グルーミング」による被害もあります。



性暴力被害に遭ったこどもが見せるサインの例

- からだの変化** ● 頻尿、おねしょ ● 性器の痛みやかゆみ ● 食欲不振、過食
- こころの変化** ● ふさぎこむ、元気がない、無気力 ● 過剰に甘えようとする ● 集中力の欠如
- 行動面の変化** ● 自傷行為、リストカット ● 多動や暴力的行為
- 人との距離が近い、不特定多数の人と安全でない性行動を繰り返す

なお、性暴力の被害に遭っても、全くサインなどは現れず、ふだんどおり元気にしているこどももいます。こどもが発した言葉の中にも、何か気になることがあれば、留意しておくことも必要です。

こどもにとって「身近な大人」は、保護者や家族だけではなく、日常的に接する機会のあるこどもの行動や態度に不自然な点や異変はないか、性暴力の被害を受けているサインはないか、こどもと関わりのある全ての大人が注意深く見守りましょう。

こどもの性被害についての詳細や相談窓口はこちら ▶

出典 政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/article/202312/entry-5240.html>

(政府広報オンラインをもとに一部加工して作成)



男女共同参画に関する講座を開催しませんか？

男女共同参画に関する講座を開催したい市内の企業や団体、学校を募集しています。ジェンダーや性の多様性、ワーク・ライフ・バランス、人権、DV、ハラスメント、社会通念・慣習・しきたり等から生じる課題など、男女共同参画に関する分野で“考える場(講座・研修)”を提供します。希望日時や受講者数、希望内容を聞き取りのうえ、ご相談に応じます。

問い合わせ先: 平和・男女共同課 男女共同参画係(男女共同参画センター) ☎098-937-0170